

議案第185号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）

専 決 処 分 書

平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月10日

さいたま市長 清水 勇 人

平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,884千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ536,767,122千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
22 繰越金		1,992,734	24,884	2,017,618
	1 繰越金	1,992,734	24,884	2,017,618
歳 入 合 計		536,742,238	24,884	536,767,122

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		37,068,920	24,884	37,093,804
	2 清掃費	17,165,548	24,884	17,190,432
歳 出 合 計		536,742,238	24,884	536,767,122